

事業計画の変更に係る条例規則第 19 条の県の考え方

今回の変更内容は、詳細設計等による計画熟度の高まりや安全面の補強などによるものであり、当初計画を根本から変更する内容ではない。また、全体として環境影響を減少させる目的の変更と認められる。

このことから、以下のとおり条例規則第 19 条第 5 号に該当するものであり、条例で定める周知等の手続を要する変更には当たらない。

■ 条例規則第 19 条第 5 号 (ア) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、(イ) 生活環境に対する影響を減少させることを目的とする事業計画の変更) に該当する変更について

※「主要な設備の変更」を伴わない(=施設のシステムや設計の考え方が根本から変わるような重要な変更[例:施設の種別や場所(埋立地)、処理能力(10%以上増大)、処理方式、構造・設備の概要の根本的変更])

(ア) 以下のとおり、今回の変更は、「主要な設備の変更」を伴わない

- ① 廃棄物処理施設の種別(産業廃棄物の最終処分場)、最終処分場の埋立地の場所(米子市淀江町小波 434-102 外)に変更はない。
- ② 処理能力に 10% 以上の増大はない。
(埋立面積: 21,500m²⇒22,100 m²/埋立容量: 25.7 万 m³⇒25.2 万 m³)
- ③ 処理方式(管理型最終処分場)に変更はなく、また各構造・設備の概要は当初の事業計画から詳細設計及び県指針の改正に対応した内容に変更するものであり、根本的な変更を伴わない。

※生活環境に対する影響を減少させる(=環境に対するリスク低減や施設の安全面の補強を含む)

(イ) 個別の変更点において施設の安全性向上や、周辺環境へ影響を及ぼすリスク低減の目的が認められ、変更全体として生活環境に対する影響を減少させるものと認められる

えん堤	のり面用土えん堤の天端を広げ前面を緩勾配にするなど安定性を高めるための断面形状の変更と認められる。	
遮水層	自己修復マットの追加により、遮水工の損傷リスクを低減する変更と認められる。	
雨水排水路・防災調整池	降雨確率を 50 年(変更前は 30 年)として、大雨によるリスクを低減する変更と認められる。	
下地地盤	詳細設計で当初の事業計画に従って地盤情報を把握され、必要な地盤改良が計画されたものと認められる。(当初の事業計画で、検討の精度を上げるための調査が望まれること、地盤改良を要する可能性に言及あり)	
浸出液調整槽	最新の降雨量や埋立方法の変更を踏まえ、より多くの浸出水の発生に対応できるよう、調整槽容量の増大が行われたものと認められる。	
その他リスク低減等の変更	送水ポンプ追加、騒音に対する環境保全措置の追加、維持管理計画への非常電源・消火栓の設置を追記など、所要の安全面の補強等がなされている。	
その他変更	埋立面積・容量	測量等により生じた増減であり当初計画から計画を変更したものではないと認められ、また前述のとおり主要な設備の変更にあたらない(処理能力 10%未満の変更)。
	生活環境影響調査書	事業計画の変更や気象・大気・水質等各種データ更新を踏まえた再予測や一部計算誤りの修正等の変更がなされたもの。 なお、当該影響調査結果から、今回の変更によって、環境保全目標を緩めることなく、かつ、予測結果が環境保全目標と整合している状況に変更がないことを確認した。
	場内の附属施設のレイアウト	(計量棟、洗車場、場内道路等) いずれも環境保全目標の変更を伴うような内容はない。
	上記以外	遮水シート材質の選定、盛土造成のり面の安定検討断面の追加、構造基準適合整理表の県指針改正の反映や計画変更に伴う記載の見直し、追加調査等に伴う安定計算の再実施、土地関係書類の更新など、所要の変更がされている。